

2020年9月16日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
産業ファンド投資法人 (コード番号 3249)
代表者名 執行役員 倉都 康行
URL : <https://www.iif-reit.com/>
資産運用会社名
三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡本 勝治
問合せ先 執行役員インダリアル本部長 上田 英彦
TEL : 03-5293-7091

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

産業ファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2020年10月30日に第8回投資主総会（以下、「本投資主総会」といいます。）を開催する予定であり、本日開催の役員会において、下記の通り、規約の一部変更および役員選任を決議事項とする事といたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は本投資主総会での承認により、有効となります。

記

1. 規約一部変更の内容及び理由について

法令番号を除き、日付表記を和暦から西暦に変更いたします。

（規約一部変更の詳細については、別紙「第8回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

2. 役員選任について

本投資法人の各役員から、本投資主総会の終結のときをもって辞任したい旨の申出がありましたので、本投資主総会において執行役員1名（候補者：本多邦美）及び監督役員3名（候補者：滝口勝昭、宇佐美豊、大平興毅）の選任について議案を提出いたします。

また、執行役員若しくは監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名（候補者：上田英彦、守津真麻）及び補欠監督役員1名（候補者：番匠史人）の選任についての議案も提出いたします。

(1) 執行役員及び監督役員候補者

執行役員	本多 邦美（新任）
監督役員	滝口 勝昭（重任）
監督役員	宇佐美 豊（新任）
監督役員	大平 興毅（新任）

(2) 補欠執行役員及び補欠監督役員候補者

補欠執行役員	上田 英彦（新任）（注 1、3）
補欠執行役員	守津 真麻（重任）（注 2、3）
補欠監督役員	番匠 史人（新任）

（注 1） 上記補欠執行役員候補者上田英彦は、現在、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社の執行役員インダストリアル本部長です。なお、本日付「執行役員の変更予定に関するお知らせ」に記載のとおり、上田英彦は、2020年10月1日付で本投資法人の執行役員に就任する予定ですが、本投資主総会の終結のときをもって辞任する予定です。

（注 2） 上記補欠執行役員候補者守津真麻は、現在、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社のインダストリアル本部ファンド企画部長です。

（注 3） 本議案が承認された場合の執行役員への就任の優先順位は、上田英彦を第一順位、守津真麻を第二順位とします。

（役員選任の詳細については、別紙「第 8 回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

3. 本投資主総会等の日程

- 2020年 9月 16日 本投資主総会提出議案の役員会決議
- 2020年 10月 9日 本投資主総会招集通知の発送（予定）
- 2020年 10月 30日 本投資主総会（予定）

以上

【別紙】第 8 回投資主総会招集ご通知

(証券コード3249)

2020年10月9日

投資主各位

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング
産業ファンド投資法人
執行役員 上田英彦

第8回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本投資法人第8回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本投資主総会については、書面によって議決権を行使することができます。書面による議決権の行使をお望みの場合、お手数ながら後記の「投資主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書に賛否をご記入の上、2020年10月29日（木曜日）午後5時30分までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、本投資法人現行規約第41条において「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書により議決権を行使されない場合、投資主様が保有している議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになります。この点、十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

第41条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時 2020年10月30日（金曜日）午前11時
（なお、受付開始時刻は午前10時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワース
ステーションコンファレンス東京 6階 602
（末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
第2号議案 執行役員1名選任の件
第3号議案 監督役員3名選任の件
第4号議案 補欠執行役員2名選任の件
第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以 上

<お願い>

- ◎本投資主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- なお、投資主ではない代理人、及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主以外の方はご入場できませんので、ご注意ください。

<ご案内>

- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ（<https://www.iif-reit.com/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎新型コロナウイルスの国内における感染状況を踏まえ、本投資主総会において、感染防止に向けた対応を行います。詳しくは、後記「新型コロナウイルス感染防止への対応について」をご確認いただきますようお願い申し上げます。また、今後の状況の変化によっては、本投資主総会の延期又は会場の変更、本投資主総会における感染防止に向けた対応方法の変更に関するお知らせ等を本投資法人のホームページ

(<https://www.iif-reit.com/>) に掲載する場合がございますので、あわせてご確認いただきますようお願い申し上げます。

- ◎従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様のお会場の滞在時間の短縮を目的として開催しないことといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ◎従前投資主総会後に投資主の皆様にお送りしておりました決議通知につきましては、書面によるご送付に代えて、本投資法人のホームページ (<https://www.iif-reit.com/>) に掲載させていただきますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

本投資法人は、新型コロナウイルスの国内における感染状況を踏まえ、本投資主総会における新型コロナウイルス感染防止のため、経済産業省及び法務省が2020年4月2日付で公表した「株主総会運営に係るQ&A」（その後の修正を含みます。）を参考に、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

<投資主様へのお願い>

- 本投資主総会における議決権は、書面によって行使することもできます。投資主の皆様のご安全確保及び新型コロナウイルス感染防止の観点から、投資主の皆様におかれましては、ご自身の健康状態にかかわらず、本投資主総会へのご出席を極力お控えいただき、同封の議決権行使書面の事前郵送による議決権行使をお願い申し上げます。
- 特に、ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、本投資主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。

<来場される投資主様へのお願い>

- 当日の会場では、感染防止対策の一環として、来場された投資主様のお席の間隔を広くとる予定であるため、十分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合、会場内への入場を制限させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- 役員、補欠役員候補者及び総会運営スタッフは、マスク等を着用した状態で対応させていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ご来場の投資主様におかれましては、マスク等を着用の上で会場へお越しいただき、会場受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- 会場受付にて検温を実施させていただきます。ご協力をいただけない投資主様につきましては、ご入場をお断りする場合がございます。また、測定時に37.5℃以上の発熱、咳等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状をお持ちの投資主様には、本投資主総会への入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

- 本投資主総会中に体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、ご退席いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 本投資法人の資産運用会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様への会場滞在時間の短縮を目的として開催しないことといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- 本投資主総会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。
- 上記のほか、本投資主総会の秩序維持及び感染予防の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解及びご協力のほどお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化によっては、本投資主総会の延期又は会場の変更、上記の対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のホームページ (<https://www.iif-reit.com/>) に掲載する場合がございますので、あわせてご確認いただきますようお願い申し上げます。

以上

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

法令番号を除き、日付表記を和暦から西暦に変更します。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。(下線は変更部分です。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第33条（投資主総会の招集）</p> <ol style="list-style-type: none">1. (記載省略)2. 本投資法人の投資主総会は、<u>平成30年</u>10月5日及び同日以後遅滞なく招集され、以後、隔年毎の10月5日及び同日以後遅滞なく招集される。また、必要あるときは随時招集される。3. (記載省略)4. (記載省略)	<p>第33条（投資主総会の招集）</p> <ol style="list-style-type: none">1. (現行どおり)2. 本投資法人の投資主総会は、<u>2018年</u>10月5日及び同日以後遅滞なく招集され、以後、隔年毎の10月5日及び同日以後遅滞なく招集される。また、必要あるときは随時招集される。3. (現行どおり)4. (現行どおり)

第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員である上田英彦から、本投資主総会の終結のときをもって辞任したい旨の申出がありましたので、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における執行役員の任期は、本投資法人現行規約第44条第1項但書の定めに基づき、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結のときまでとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2020年9月16日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
(ほん だ く み) 本多邦美 (1972年3月10日)	1999年4月 常松・築瀬・関根（現 長島・大野・常松）法律事務所 2000年3月 春木・澤井・井上（現 東京丸の内）法律事務所 2002年9月 モリソン・フォースター法律事務所 2003年8月 春木・澤井・井上（現 東京丸の内）法律事務所（現任） 2007年3月 本投資法人 監督役員就任（現任） 現在に至る	0口

(注) 上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。また、上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。上記執行役員候補者の任期には、投信法第99条第2項の規定を適用します。

第3号議案 監督役員3名選任の件

本投資法人の監督役員である滝口勝昭、本多邦美及び迫本栄二の3名から、本投資主総会の終結のときをもって辞任したい旨の申出がありましたので、監督役員3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における監督役員の任期は、本投資法人現行規約第44条第1項但書の定めに基づき、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結のときまでとします。

なお、投信法及び現行規約第42条の定めにより、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上であることが必要とされています。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
1	<small>(たき ぐち かつ あき)</small> 滝口勝昭 (1941年9月1日)	1963年11月 デロイト・ハスキング・アンド・セルズ会計士事務所 1982年6月 同 パートナー 1983年11月 同 ニューヨーク事務所 日系企業担当部日本連絡責任者 1985年6月 監査法人三田会計社設立 代表社員 1990年2月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 代表社員 1997年6月 同 常務代表社員 同 戦略ビジネス部門代表 2001年6月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) エグゼクティブマネジメントグループ メンバー デロイトトウシュートーマツ ボードオブディレクター メンバー デロイトトウシュートーマツ ガバナンスコミティー メンバー 2004年9月 DTTグローバルマニュファクチャリングインダストリーグループ 会長 2007年1月 滝口勝昭公認会計士事務所 所長(現任) 2007年2月 財団法人(現 公益財団法人)石橋財団監事 2007年3月 本投資法人 監督役員就任(現任) フェニックス・キャピタル株式会社 非常勤監査役 日本リバイバル・インベストメント株式会社 常勤監査役 2007年4月 中央大学専門職大学院国際会計研究科 特任教授 ゴールドバック株式会社 非常勤監査役 2007年6月 基礎地盤コンサルタンツ株式会社 非常勤監査役 2008年6月 日特建設株式会社 非常勤監査役 2010年2月 財団法人(現 公益財団法人)石橋財団 理事 オリエンタル白石株式会社 非常勤監査役 2012年6月 O S J Bホールディングス株式会社 非常勤監査役 2013年6月 株式会社富士テクニカ宮津 非常勤監査役 2020年3月 公益財団法人 石橋財団 評議員(現任) 現在に至る	0口

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
2	(う き み ゆたか) 宇佐美 豊 (1958年4月28日)	1984年10月 監査法人太田哲三事務所（現 EY新日本有限責任監査法人）国際部 1989年7月 アーンスト・アンド・ヤング（米国）駐在 1990年7月 アーンスト・アンド・ヤング（ドイツ）駐在 1993年7月 アーンスト・アンド・ヤング（ベルギー）駐在 1996年9月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）国内監査部門 1999年8月 アーンスト・アンド・ヤング（米国）短期駐在 2000年4月 監査法人太田昭和センチュリー（現 EY新日本有限責任監査法人）リスクマネジメント部長 2005年5月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）代表社員 2006年11月 マネジメント・パワー・エクステンジ株式会社 代表取締役（現任） 2011年9月 西川計測株式会社 社外監査役 2012年4月 国立大学法人 政策研究大学院大学 監事 2012年7月 株式会社パデコ 社外監査役 2014年6月 東京海上プライベートルート投資法人 監督役員（現任） 2015年6月 東芝機械株式会社（現 芝浦機械株式会社） 社外監査役 2015年9月 西川計測株式会社 社外取締役（監査等委員） 2017年9月 C U C エネルギー株式会社 監査役（現任） 2019年6月 東芝機械株式会社（現 芝浦機械株式会社） 社外取締役（監査等委員）（現任） 2020年5月 株式会社チヨダ 社外監査役（現任） 現在に至る	0口
3	(お お ひ ら こ う き) 大平興毅 (1973年11月25日)	2000年4月 外立総合法律事務所 2004年6月 渥美総合法律事務所（現 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業） 2008年9月 間宮総合法律事務所（現 スクワイヤ外国法共同事業法律事務所） 2014年1月 上村総合法律事務所 2016年4月 上村・大平・水野法律事務所（現任） 2018年7月 株式会社ヘリックス 社外取締役（現任） 2020年3月 ジャパンケーブルキャスト株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任） 現在に至る	0口

(注) 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。また、上記監督役員候補者滝口勝昭は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

第4号議案 補欠執行役員2名選任の件

執行役員が欠けた場合、または法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠執行役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、上田英彦を第一順位、守津真麻を第二順位とします。

本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第44条第2項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了するときまでとなります。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2020年9月16日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
1	(う え だ ひ で ひ こ) 上田英彦 (1972年12月27日)	1995年4月 ハウス食品株式会社 東京支店 1998年12月 株式会社エヌエヌケイ 経理部 2000年4月 ギャップジャパン株式会社 財務部 2001年7月 株式会社モルガン・スタンレー・プロパティーズ・ジャパン (現 モルガン・スタンレー・キャピタル株式会社) ファイナンス・アカウントینگグループ マネージャー 2004年7月 ジョーンズラングラサル株式会社 ファイナンスマネージャー 2005年4月 (グループ内転籍) ラサルインベストメントマネジメント株式会社 ストラクチャードファイナンス部 統括 2007年7月 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 リテール本部 財務部シニアマネージャー 2008年5月 同社 コーポレート本部 財務部シニアマネージャー 2013年5月 同社 インダストリアル本部 ファンド企画部長 2017年3月 同社 総合企画室経営企画部新規事業開発室付ゼネラルマネージャー 2017年7月 同社 執行役員インダストリアル本部長兼ファンド企画部長 2019年5月 同社 執行役員インダストリアル本部長 (現任) 2020年10月 本投資法人 執行役員就任 (現任) 現在に至る	0口

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
2	(もり つ ま さ) 守 津 真 麻 (1977年12月13日)	2002年 4月 株式会社スペースデザイン 2005年 1月 三菱商事・ユービーエス・リアルティ 株式会社 不動産運用部 2008年 5月 同社 リテール本部不動産運用部 2012年 7月 同社 リテール本部ファンド企画部 2015年10月 同社 インダストリアル本部ファンド 企画部 2019年 5月 同社 インダストリアル本部ファンド 企画部長 (現任) 現在に至る	0口

(注) 上記補欠執行役員候補者上田英彦は、現在、本投資法人の執行役員であり、かつ、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社の執行役員インダストリアル本部長です。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

なお、上記補欠執行役員候補者上田英彦は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

また、上記補欠執行役員候補者守津真麻は、現在、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社のインダストリアル本部ファンド企画部長です。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

なお、上記補欠執行役員については、就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合、または法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案において、補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第44条第2項の定めに基づき、第3号議案における監督役員の任期が満了するまでとなります。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
(ほん しょう ふみ と) 番匠史人 (1980年8月23日)	2007年9月 のぞみ総合法律事務所 2009年7月 金融庁検査局 出向 2011年8月 のぞみ総合法律事務所 2018年1月 ひふみ総合法律事務所 代表パートナー (現任) 2018年4月 第二東京弁護士会民事介入暴力対策委員会 副委員長 (現任) 国立研究開発法人国立国際医療研究センター 倫理審査委員会委員 (現任) 現在に至る	0口

(注) 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び現行規約第41条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上

